

議第134号

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部を次のように変更する。

議決年月日及び番号	内 容		
	事 項 名	変 更 前	変 更 後
令和2年10月9日 議第136号 令和4年10月7日 議第108号 令和6年3月15日 議第87号	契約金額	5,738,972,020円	5,772,390,092円

提 案 理 由

第1期建設工事分の割賦手数料に係る基準金利の決定により、山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業事業契約約款に基づき、契約金額を変更する必要があるので提案するものである。